

和水町水質浄化処理器具設置補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第69号

(趣旨)

第1条 家庭用飲料水(町が供給する水道水を除く。以下「飲用水」という。)の水質浄化に寄与することを目的として、主に硝酸性窒素及び大腸菌等並びに有機フッ素化合物を除去する器具(以下「除去器」という。)を購入するために要する費用に対し、補助金を交付することとし、補助金に関しては、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助要件)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合において、除去器の設置を必要とする町内に居住する者に対して予算の範囲内で交付する。

- (1) 飲用水の水質検査の結果、飲用水に含まれる硝酸、亜硝酸性窒素の濃度が1リットルにつき10ミリグラムを超える場合及び大腸菌が検出された場合
- (2) 飲用水の水質検査の結果、飲用水に含まれる一般細菌の濃度が1ミリリットルにつき100個を超える場合
- (3) 除去内容に有機フッ素化合物を含む除去器を設置した場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとし、いずれも100円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 硝酸、亜硝酸性窒素除去器 購入に要した費用の3分の1以内とし、2万7,000円を上限とする。
- (2) 大腸菌、一般細菌除去器 購入に要した費用の3分の1以内とし、1万8,000円を上限とする。
- (3) 有機フッ素化合物除去器 購入に要した費用の2分の1以内とし、5万円を上限とする。
ただし、飲用水の水質検査の結果、飲用水に含まれる有機フッ素化合物の濃度が1リットルあたり50ナノグラムを超える場合は、購入に要した費用の全額とし、5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条の規定により水質浄化処理器具設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町

長に關係書類等を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号)第4条第3項に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことができる。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付する。

4 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、又補助金を交付しないことに決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)により、申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金交付の決定を受けた者が、処理器具の設置を完了したときは、規則第13条に規定する実績報告書(水質浄化処理器具設置実績報告書(様式第3号))に關係書類等を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の実績報告書を受理し、内容を審査の上適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の菊水町硝酸性窒素及び大腸菌・一般細菌除去器購入費補助金交付要綱(平成12年菊水町告示第32号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所
氏 名

印

水質浄化処理器具設置補助金交付申請書

和水町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

	硝酸、亜硝酸性窒素除去器	大腸菌、一般細菌除去器 有機フッ素化合物
除 去 器 名		
検 体 濃 度		
除 去 器 購 入 価 格	円	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円	円

※ 添付書類

- (1) 水質検査の成績書
- (2) 見積書の写し
- (3) カタログ又はパンフレット等

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

和水町長

印

水質浄化処理器具設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった水質浄化処理器具設置補助金について次のとおり交付することに決定したので、和水町補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

1 水質浄化処理器具 _____

2 補助金交付決定額 金 _____円

3 交 付 条 件

- (1) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、町長の承認を得てください。
- (3) その他

様式第2号の2(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

和水町長



水質浄化処理器具設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった水質浄化処理器具設置補助金については、
審査の結果下記の理由により補助金を交付しないこととしたので通知します。

1 不交付決定の理由

2 不服申し立てについて

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3
箇月以内に町長に対して審査請求をすることができる。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

和水町長 様

申請者 住 所
氏 名



水質浄化処理器具設置実績報告書

年 月 日付けで補助金交付決定通知書を受けた水質浄化処理器具設置が完了したので、和水町補助金等交付規則第13条の規定に基づき関係書類等を添えて報告します。

- 1 水質浄化処理器具 _____
- 2 設 置 基 数 _____基
- 3 設 置 日 _____年 月 日

※ 添付書類

- (1) 領収書の写し
(2) 請求書

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第2号の2(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)